



水道料金と下水道使用料、改定の検討状況について

人口減や電力費の高騰などの社会情勢の変化から厳しい経営状況にある水道・下水道事業について、将来も安定的に事業を継続していくための検討が進んでいます。

2023年6月、市から沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会（学識経験者や各団体からの推薦及び公募による委員で構成）に対して、「上下水道の適正な料金体系等」について見解を求めたところ、2023年9月に市長に対する回答がありました。（この内容で確定ではありません）審議会より示された料金体系をご紹介します。

一般的な家庭の月額料金、どう変わる？

【モデルケース】

| | | 現行 | 改定後 | 差額 |
|--------|--|--------|--------|------|
| 水道料金 | 口径 25mm以下 1ヶ月20m ³ 使用 | 1,610円 | 2,280円 | 670円 |
| 下水道使用料 | 1ヶ月20m ³ 使用 | 2,600円 | 3,090円 | 490円 |

使用水量等のお知らせ

| 項目 | 単位 |
|------------------|----------------|
| 水道番号 | |
| 検針期 | mm |
| 今期検針(前2ヶ月) | m ³ |
| 前期検針(前2ヶ月) | m ³ |
| メーター取替前の使用水量 | m ³ |
| 今期の使用水量 | m ³ |
| 井戸水使用等による下水道調整水量 | m ³ |
| 水道料金 | 円 |
| 下水道使用料 | 円 |
| 今期のご請求見込額 | 円 |
| 内消費税額 | 円 |

口径 (mm)

使用量などに応じた月額料金の改定額

口径は「使用水量等のお知らせ」に記載

| 水道料金 (一般用) | メーター口径(mm) | 現行 | 改定後 |
|---|------------|---------|---------|
| 基本料金 (10m ³ まで) | 13/20/25 | 460円 | 680円 |
| | 30 | 1,400円 | 2,100円 |
| | 40 | 2,600円 | 3,900円 |
| | 50 | 4,800円 | 7,100円 |
| | 75 | 10,100円 | 15,000円 |
| | 100 | 16,500円 | 24,500円 |
| | 150 | 39,300円 | 58,300円 |
| 超過料金 (10m ³ 超、1m ³ あたり) | | 115円 | 160円 |

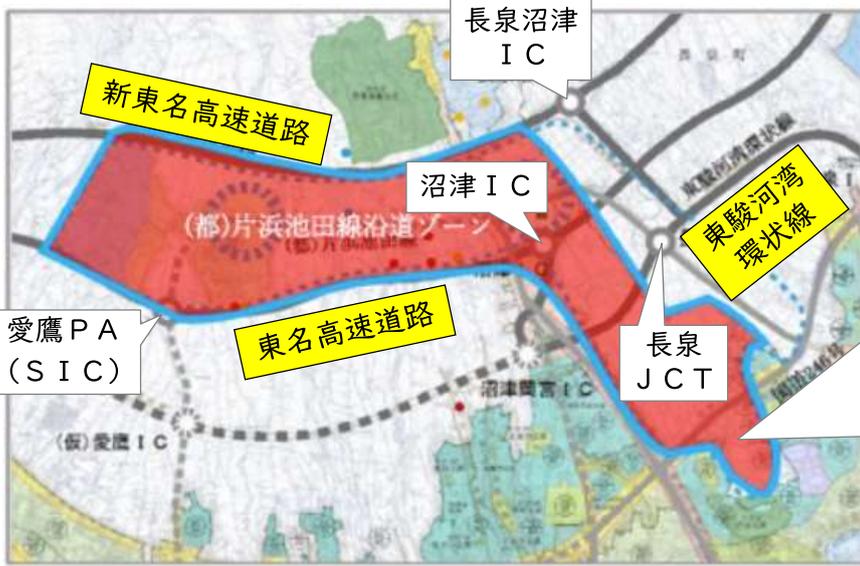
| 下水道使用料 (一般汚水) | 排除汚水量 | 現行 | 改定後 |
|-----------------------------|--|--------|--------|
| 基本使用料 | 10m ³ まで | 1,250円 | 1,300円 |
| 超過使用料 (1m ³ あたり) | 10m ³ 超え20m ³ まで | 135円 | 179円 |
| | 20m ³ 超え30m ³ まで | 138円 | 182円 |
| | 30m ³ 超え50m ³ まで | 142円 | 188円 |
| | 50m ³ 超え100m ³ まで | 147円 | 194円 |
| | 100m ³ 超え500m ³ まで | 152円 | 201円 |
| | 500m ³ を超える分 | 158円 | 209円 |

本件、早ければ11～12月に開催される議会にて議論される予定です。平時及び災害時を見据えた安定的な事業継続、社会情勢の変化、厳しい市民生活、料金改定以外での経営改善策、更なる民間活用や広域連携などの多様な視点を持ちながら、慎重に審議していきます。



引き合いの多い区域への企業進出要件を改正

交通利便性の高い立地特性から市内外の企業からの進出の希望が多い「(都)片浜池田線沿道ゾーン」について、開発行為等の審査基準を改正する検討が進められています。この改正により、市外の企業も進出が可能になるなど要件が緩和されます。沼津市の発展に寄与する改正と考えています。2024年2月の施行予定です。



(都)片浜池田線沿道ゾーン

東名・新東名高速道路のインターチェンジやスマートインターチェンジに近接した、広域交通網の利便性に優れた場所です。

沼津市の新たな発展を牽引する「産業立地検討ゾーン」として位置付けられています。

| | 改正前 | 改正後 |
|----------|---|--|
| 対象とする建築物 | 市内に既存する製造業の工場を全部を移転するもの | 製造業の工場又は研究所（研究棟、管理棟等の施設）、情報通信業の開発センター、計算センター、データセンター |
| 既存工場の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 市内において製造業の工場として継続して5年以上の操業実績を有する 既存工場の敷地内において、増築が不可能であり、かつ、敷地拡張の余地がない 既存工場の処分計画が明らかであり、跡地が工業系用途として引き続き活用される | (全て削除) (市内企業が進出しやすく市外企業でも進出可能に) |
| 敷地面積 | 5ha未満 | 0.3ha以上5ha未満 |

郷土の偉人 江原素六先生が創立された麻布学園と沼津市が連携する形づくりに取組中。ぬまづ昔ばなしは8月に第5巻「平戸の地蔵さん(戸田地区)」を発行。第6巻「大中寺の六地蔵(金岡地区)」は11月に発行予定。地元の学校への取材が楽しみです。是非ご覧ください。

市内外をお騒がせした“駐車場”と“タケノコ”の問題は、議員・議会としてやるべきことをやりました。当初からの主張が変わってしまったこともあり、対応の難しさがありました。内容は報道等にて。

水道料金・下水道使用料の改定について、事業の状況や今後の見込み・課題・審議会より回答された内容などについて議員間で研究を進めています。私たちの生活に直結する内容です。鋭意取り組みます。



ぬまづ昔ばなし

